

旭川市立嵐山小中学校

学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

(令和6年4月 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」や「旭川市いじめ防止対策推進条例」「旭川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と積極的な認知を進め、適切で迅速な対処に努めます。

参照

市基本方針 P 1, 2, 8, 9

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるということを教職員で共通理解し、その防止と対処に努めています。



市基本方針 P 2

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条の規定を踏まえ、学校いじめ対策組織の体制を整え、月1回以上の会議を行っています。また、校内職員研修で「いじめの定義」や「早期発見・事案対処マニュアル」、「いじめ事案対応フロー」、「いじめ等に関する相談対応フロー」等の学習会を実施し、自校の責務を常に意識して児童生徒を見守っています。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、学校のいじめ防止の取組について、保護者や地域住民、関係機関等の理解を得て連携や協力を行う体制を築くため、年度当初から学校全体懇談会、学校運営協議会など様々な機会をとらえて「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明しています。また、同方針を学校ホームページに掲載するとともに「いじめの定義」や「いじめの対応」、積極的な認知を進めることについてなどを保護者と共通理解を図っています。



市基本方針 P 3

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあること、また、多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。



市基本方針 P 4, 5

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。



市基本方針 P 5, 6

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。



市基本方針 P 6, 7

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

○アの要件に関して、「相当の期間」とは、少なくとも3か月以上としています。いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定します。また、「相当の期間」が経過するまでは、被害者児童生徒の安全を確保し、関係機関と情報共有と児童生徒のケア、保護者に支援策の説明など心情に寄り添った対応に努めます。加害児童生徒への指導と被害・加害者の保護者同士が争いの起きることのないように複数の教職員で対応します。

○イの要件に関して、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認し、その状況に合わせた対処プランの策定と確実な実行を心がけます。また、解消している状態に至った場合でも、日常的に注意深く観察し、再発防止に努めます。

参照

市基本方針 P 7

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

参照

市基本方針 P 8

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

昨年度の校内の児童生徒間におけるいじめの認知はありませんでした。また、校外において認知された本校の児童生徒が関わるいじめについては解消を確認しています。また、道教委いじめアンケート調査結果によると「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童生徒は100%でした。さらに、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童生徒の割合は0%でした。

以上のことより、本基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見、早期対応、早期解決を目指します。その際、全ての教職員・児童生徒・保護者・地域の方々がいじめの定義を理解した上で、いじめの積極的な認知を進め、一丸となっていじめ根絶の取組ができる体制作りを目指します。内容については、未然防止の取組として日常の授業を中心とした教育活動の充実を図ります。そのためにも、育成を目指す資質・能力を明確にした上で、生徒指導の機能を生かし、①【自己決定の場】～自分の考えをもたせる場②【自己存在感を与える場】～自分の考えを書いたり話したりしてみんなに示す場③【共感的人間関係をはぐくむ場】～「なるほどそういうことか」「話し合っただけ良かった」と実感する場を設定していきます。学級活動では、児童生徒が安心できる居場所づくりとともに、気軽に悩みを打ち明けることができ、自分とは異なる他を認め合う絆づくりを進めます。道徳科では、重点内容項目を「思いやり」と「相互理解・寛容」として指導の充実を図ります。加えて、児童生徒同士の主体的な話し合いや、児童生徒会独自の取組、A c tサミットにおける取組を通して児童生徒自身がいじめ根絶を目指す環境作りを進めます。さらに、いじめ事案の対応については旭川市教育委員会や関係機関と連携し、スピード感をもって適切に対処を進めます。

以上の取組について、いじめ対策組織を中心にP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルにより点検・見直しを図っていきます。



市基本方針 P 2 1

2 児童生徒が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

（1）取組の方針

- ① 児童生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童生徒会を中心に進める。
- ② 児童生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

- ③ 児童生徒が傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(2) 本校の取組

① 児童生徒会会議の充実

小学校・中学校の問題について話し合う場を設定し，今月の目標反省，来月の目標設定を行う。その際，仲間づくりの観点から，互いに困っていることはないかを確認したり，問題点を交流したりするなど，課題解決に向けての手立てを考える場を設ける。

② いじめ撲滅運動

・実施時期 6月・10月

・目的 いじめは絶対してはいけないものだという意識を高める。

いじめのない仲間づくりのために，一人一人が日常的に心掛けることを確認，実行する。

・内容 いじめ根絶に向けた標語やメッセージカードの掲示などの取り組みを行い，児童生徒会が中心となって掲示を行う。

- ③ 生活・学習 A c t サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。

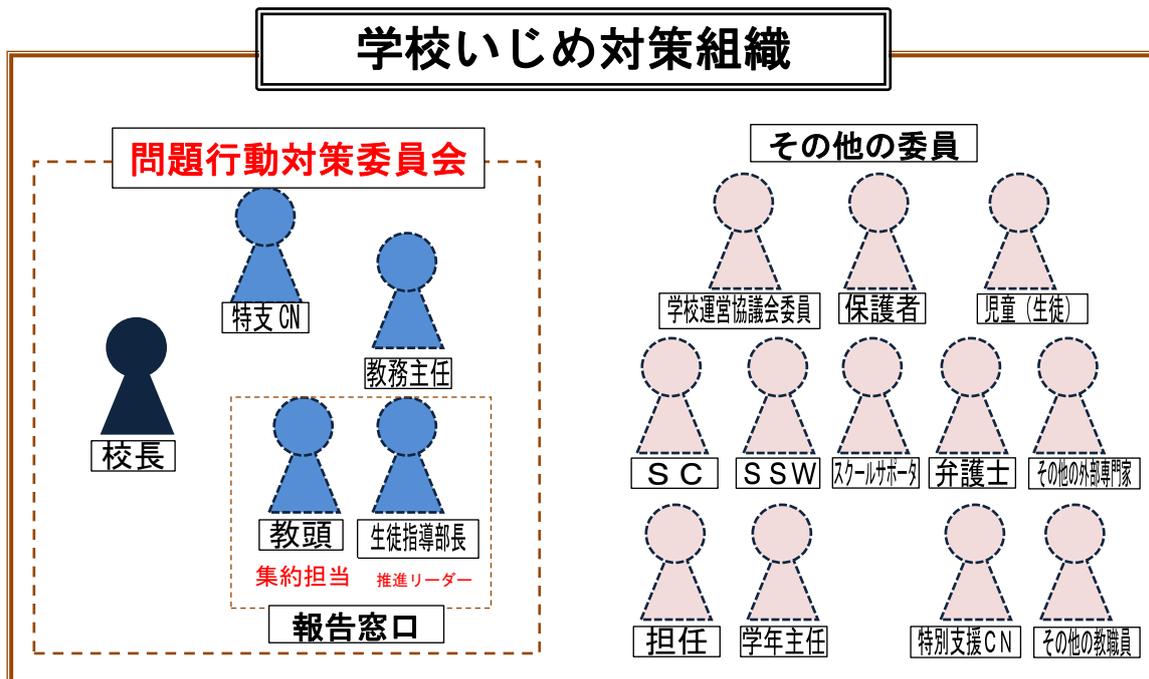
参照

市基本方針 P 25, 26

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

いじめについては，特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより，複数の目による状況の見立てが可能となります。さらに自校の複数の教職員や，心理，福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成する学校いじめ対策組織内に「問題行動対策委員会」を設置します。「問題行動対策委員会」は，管理職や，生徒指導部長，教務主任で構成します。いじめ対策推進リーダー（生徒指導部長）が中心となって他の教職員からの報告をいつでも受けられる「報告窓口」の役割を担い，さらに報告を集約してその後の対応をコーディネートする「集約担当」を教頭が担当します。個々の事案への対処に当たっては，担任など関係の深い教職員を「学校いじめ対策組織」に追加するとともに，必要に応じて外部の専門家の協力を受けることとします。また，「校内研修の実施」や「児童生徒主体の未然防止の取組」，「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては，必要に応じて，その他の関係者を「学校いじめ対策組織」に追加することとします。



※いじめが疑われる情報があったときには、「学校いじめ対策組織」の緊急会議を開催し、迅速な判断を要する場合は、全員が揃わなくとも機動的に対応します。

※ p 2 1 いじめ事案対応フロー参照



市基本方針 P 2 2

(3) 学校いじめ対策組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きないような、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ⑥ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う役割
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて随時点検、見直しを行う役割
- ⑨ 月1回以上の「問題行動対策委員会」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割



市基本方針 P 2 3

4 いじめの防止

学校は、児童生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。平素からの教職員全員の共通理解、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」雰囲気醸成、教職員研修や児童生徒への指導及び保護者への啓発の計画的な実施、多様性を理解する人権教育の充実、「生命(い

のち)の安全教育」の充実，コミュニケーション能力の育成，情報モラル教育の充実，分かりやすい授業づくりの推進，「性的マイノリティ」とされる児童生徒や「多様な背景を持つ児童生徒」への適切な支援や周囲の児童生徒への必要な指導，自己有用感・自己肯定感を育む指導に取り組みます。

学校は，いじめの防止のため，次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業（生命の安全教育・いじめから人権を守る教育・SNSの適切な利用に係る学習など）を行うとともに，学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童生徒が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進めます。
- ② 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ③ 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしながら分かりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が，児童生徒を傷付けたり，他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ，児童生徒が活躍でき，他者の役に立っている，自分にはかけが

えのない価値があると感じることができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感・自己肯定感を高めるよう努めます。

- ② 自己有用感・自己肯定感が高まるよう、協力し合って困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。



市基本方針 P 2 3 ~ 2 5

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、遊びやふざけあいと軽視することなく、積極的に幅広くいじめの認知をします。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、ストレスチェックや教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童生徒及び保護者に保健室(保健担当教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- (3) 「問題行動対策委員会」を月1回以上開催し、いじめを積極的に認知して対応にあたる。



市基本方針 P 2 6

本指針 資料③, ④, ⑤

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… []
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。…………… []
- 教職員のそばにいたがる。…………… []
- 登校時に、体の不調を訴える。…………… []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… []
- 交友関係が変わった。…………… []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… []
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… []
- 視線をそらし、合わそうとしない。…………… []
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… []
- 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… []
- けがをしている理由を曖昧にする。…………… []

授業や給食の様子

生徒氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… []
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。…………… []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… []

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… []
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… []
- 一人で下校することが多い。…………… []
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… []
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… []
- 部活動の話題を避ける。…………… []

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

(小学校用)

おも そうだんまどぐち 主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談 (いじめ・不登校)

<電話番号> 0120-126-744 (いじめなしよ)
<受付時間> 平日 8:45~17:15 (祝日, 年末年始を除く)

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号> 0120-677-110 <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子どもの人権110番 (旭川地方法務局)

<電話番号> 0120-007-110 (ゼロゼロななのひゃくとおばん)
<受付時間> 平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)

<電話番号> 0166-31-5511 <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター (北海道教育委員会)

<電話番号> 0120-3882-56
0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)
<受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト (北海道教育委員会)

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話 (社会福祉法人北海道いのちの電話)

<電話番号> 011-231-4343 <受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】(北海道・札幌市)

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891
<受付時間> 平日10:00~20:00 (土日祝, 12/29~1/3除く)
<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立嵐山小学校 電話 0166-61-1199

(中学校用)

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日，年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝，12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立嵐山中学校 電話 0166-61-1199

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保します。計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えま
- す。
- ② いじめられた児童生徒に寄り添った指導を行うために担当者を配置するとともに、職員全体で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ① 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- ② 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、保健担当教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応する適切な役割分担を行う。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ① 学校間に対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、関係学校と緊密に連携し、協力し対応する。

参照

市基本方針 P 26～30

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ・いじめられた児童生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ・いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用し、児童生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

参照

市基本方針 P 30

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

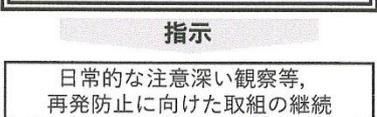
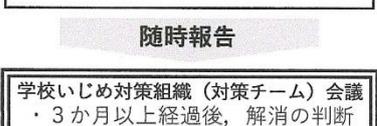
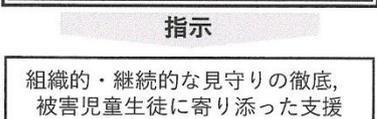
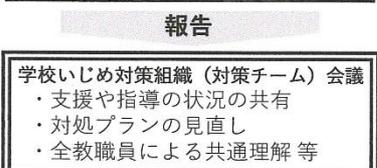
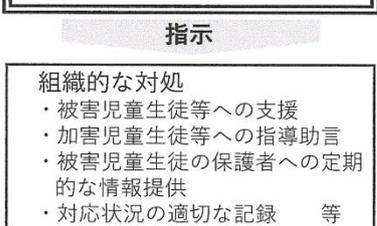
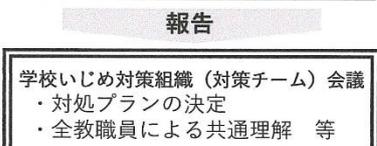
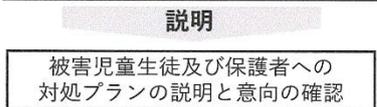
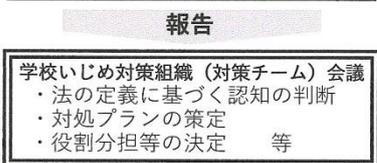
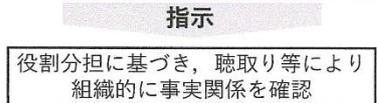
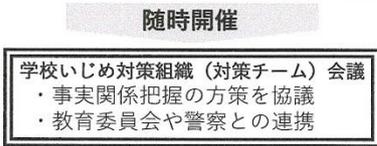
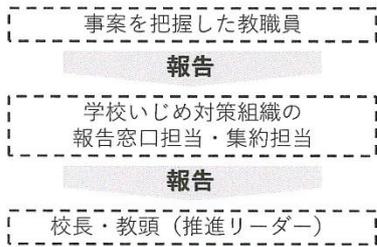
- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで



認知後の対応

解消とその後の見守り

把握した情報の速やかな報告

いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。

※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。

いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。

認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的にを行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。

いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。

解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。

いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。

参照

市基本方針 P 30, 31

9 関係機関等との連携

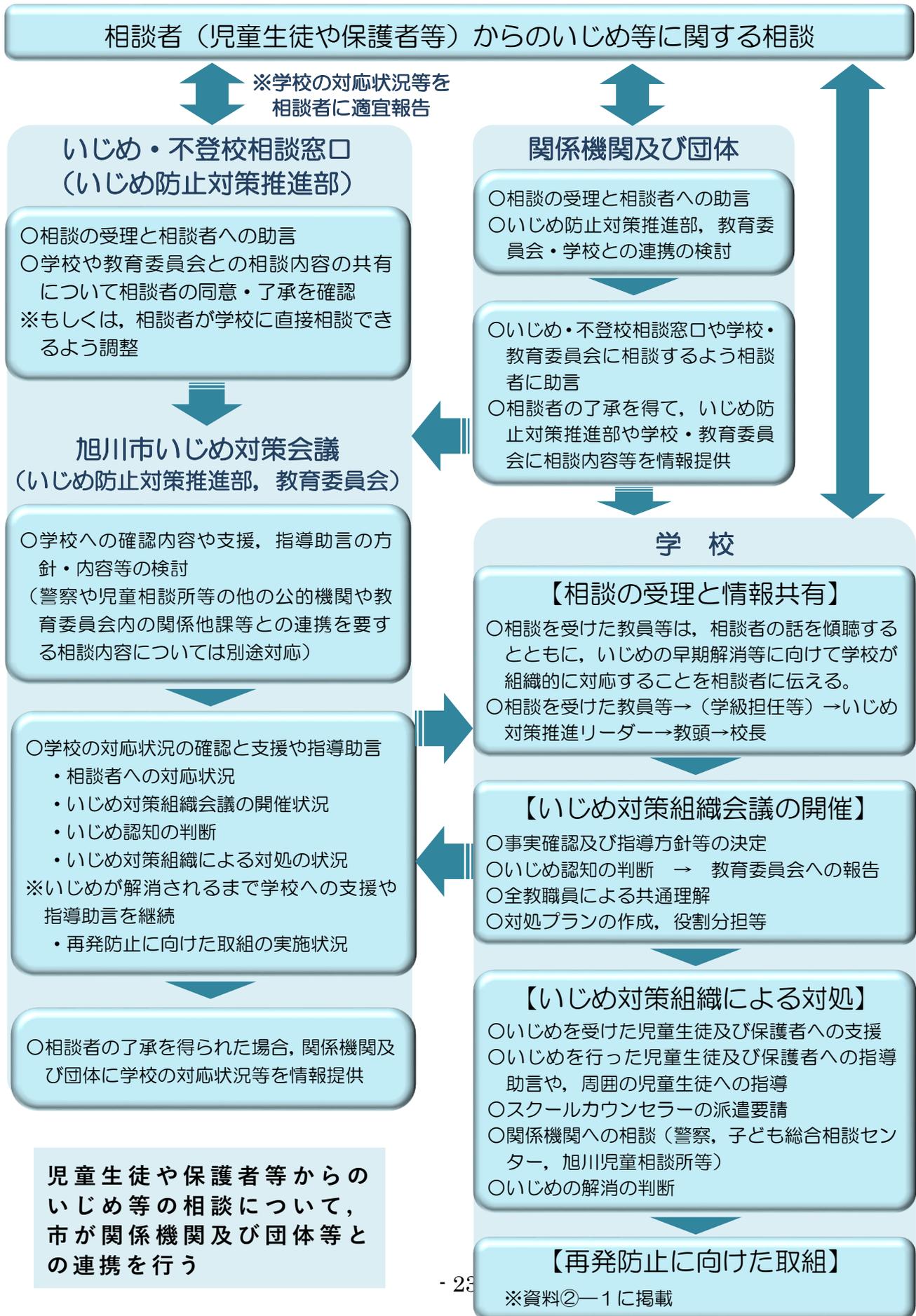
関係機関等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。

民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

参照

市基本方針 P 31

いじめ等に関する相談対応フロー



10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

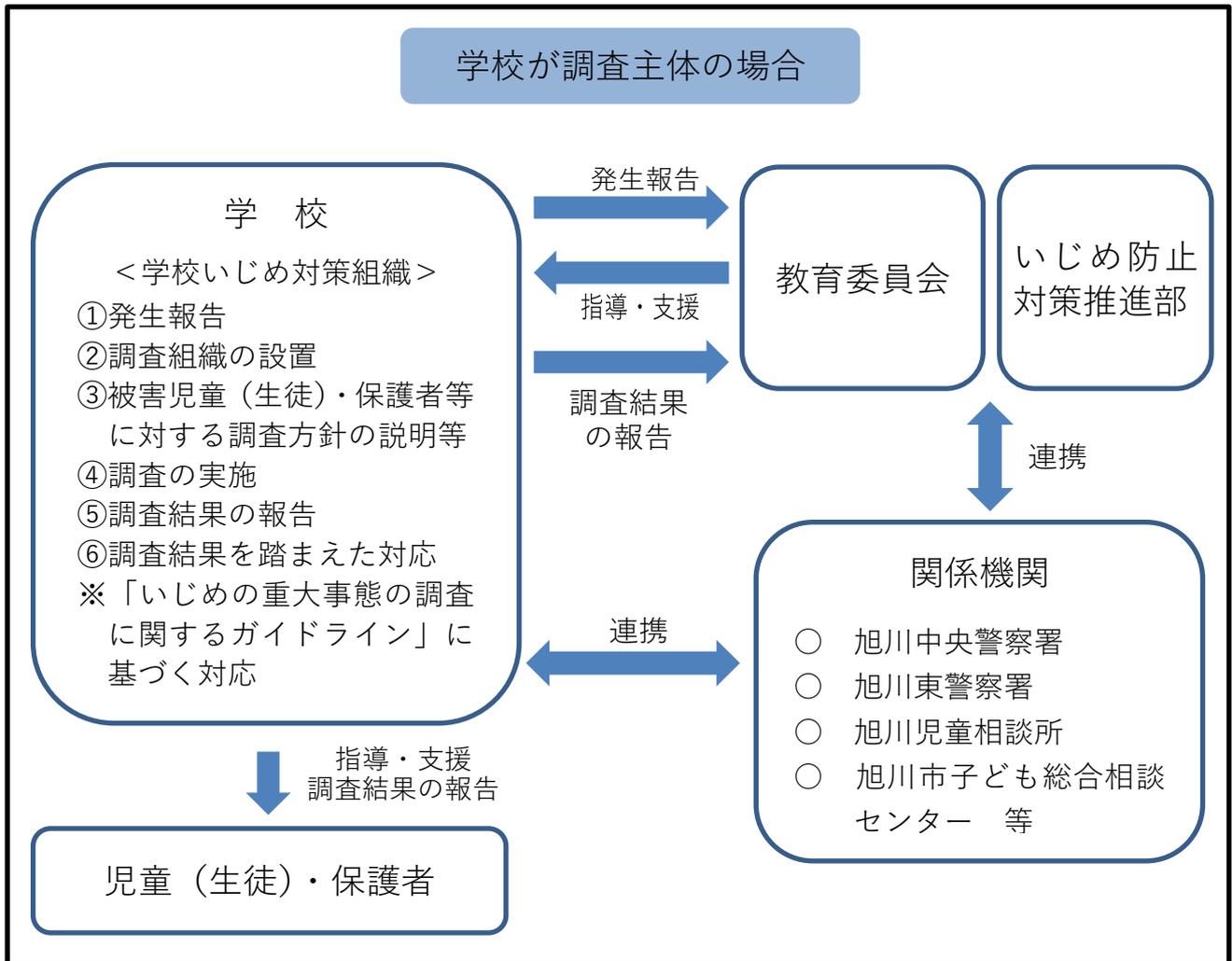
いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。



市基本方針 P 3 1

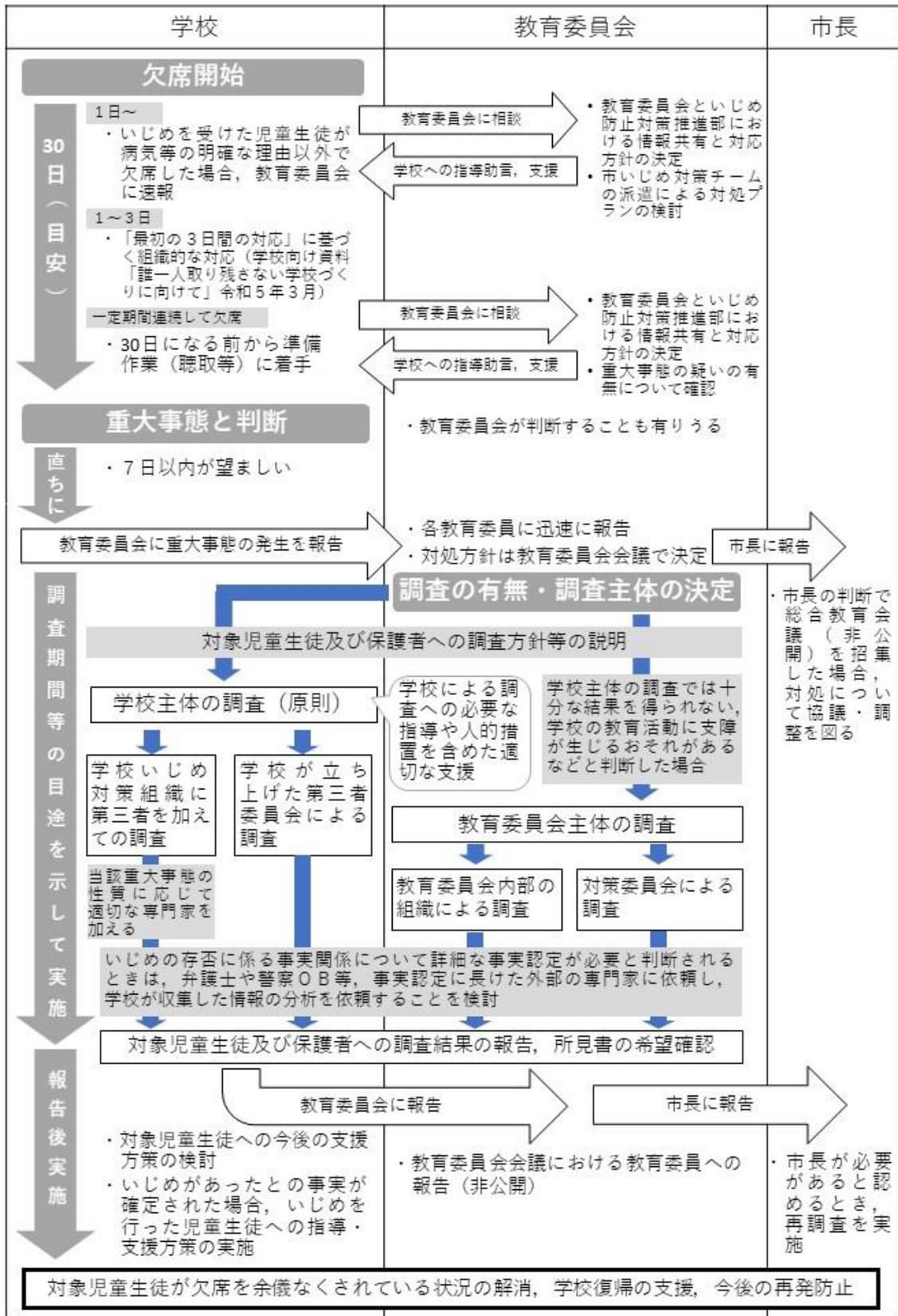
(2) 学校による調査



市基本方針 P 3 2

(3) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



参照 市基本方針 P 3 2

11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、本校のいじめ防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図るとともに、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。また、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めます。



市基本方針 P 2 1, 2 2

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、重大事態対応等の対応マニュアル等の確認・共通理解 <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 <p>○学校ネットパトロール</p> <p>※通年で実施する</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>※週1回いじめ事案の有無を報告</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」等への参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 <p>○教育相談</p>
生徒	<p>○基本方針（生徒版）策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 <p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 		<p>○いじめアンケート調査①</p> <p>○ストレスチェック</p> <p>○生徒が主体となった未然防止の取組</p> <p>○中連生活部6月研への参加</p>
家庭・地域	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 <p>○基本方針のHP公開</p>		

	7月	8月	9月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○校内研修</p> <p>○CAPあさひかわ人権プログラム実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめから人権を守る教育」の授業の実施について 	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生徒	<p>○生活・学習Actサミットへの参加</p> <p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<p>○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施</p> <p>○「いじめから人権を守る教育」の授業</p>	<p>○外部講師（警察）による、「自分の大切さを実感する」教室への参加</p>
家庭・地域	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	

	10月（強調月間）	11月（強調月間）	12月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について</p> <p>○教育相談</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○校内研修 ・「SNSの適切な利用に係る学習」の授業の実施について</p>
生徒	<p>○いじめアンケート調査②</p> <p>○ストレスチェック</p> <p>○生徒が主体となった未然防止の取組</p>	<p>○「生命（いのち）の安全教育」の授業</p>	<p>○中連生活部12月研への参加</p> <p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域			<p>○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活</p>

	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」等への参加</p> <p>○教育相談</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認</p> <p>○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</p>
生徒	<p>○「SNSの適切な利用に係る学習」の授業</p>	<p>○いじめアンケート調査③</p> <p>○ストレスチェック</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域		<p>○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価</p>	